

<報道発表資料>

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

「民事調停セミナー」及び「無料相談会」の開催

弁護士を含めた民事調停委員が皆様の御相談に応じます！

この度、京都市では、京都民事調停協会との共催により、当事者間の紛争の円満な解決を目指す民事調停制度の普及と、市民の皆様の相談機会の拡充のため、「民事調停セミナー」と調停委員（弁護士を含む。）による「無料相談会」を開催します。

【セミナー及び無料相談会の概要】

- 日 時 令和 7 年 1 2 月 1 1 日(木)
 - 【民事調停セミナー】午後 1 時 3 0 分～2 時 4 5 分（受付・開場：午後 1 時から）
 - 【無料相談会】午後 3 時～5 時（受付：午後 1 時～1 時 3 0 分、午後 3 時～4 時 3 0 分）
 - ※ 相談時間は 1 組 3 0 分程度。
- 場 所 中京区総合庁舎 4 階 第 2 会議室
(〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
アクセス：地下鉄二条城前駅下車徒歩 3 分又は市バス堀川御池下車すぐ)
※一般来庁者用の駐車場はありません。
- 開催内容 【民事調停セミナー】
 - 1 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」
講師：京都簡易裁判所職員
 - 2 「近隣トラブルについて」
講師：弁護士 後藤 真孝（ごとう まさたか）氏
- 定 員 【民事調停セミナー】先着 3 0 名（事前申込制）
【無料相談会】1 2 組（当日先着順。事前の申し込みは不要。）
- 参 加 費 無料
- 申 込 【民事調停セミナー】令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）～1 2 月 5 日（金）に
H P（<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000344558.html>）又は
F A X（075-366-2259）からお申込みください。
- 運 営 主催：京都民事調停協会、共催：京都市（文化市民局消費生活総合センター）

< 民事調停制度について >

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対して、当事者双方から実情を聴き、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

< お問合せ先 >

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

電話：０７５－３６６－２２５０